



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 89 2012 年 04 月 04 日

(和訳)

台湾商標法施行細則改正草案の改正要点

2011年6月29日に公布された商標法（以下本法と称す）の改正に伴い、商標法施行細則の改正草案（以下本細則改正草案と称す）の改正要点を次の通りに簡約説明する。

- 一 本細則改正草案の体系をより明確にするため、本法の構築順序に合わせて「総則」、「商標出願及び審査」、「商標権」、「証明標章、団体標章及び団体商標」及び「附則」計5章に分けて、且つ各章の順序に沿って規範内容を制定する。
- 二 代理人の特別委任事項を明文規定する。（改正草案第6条）
【代理人の選任と解任、商標出願手続又は商標権の取下げ申請について、特別委任を受けない代理人は、これを行うことができない】
- 三 登録簿及び商標公報に記載すべき事項を新設する。（改正草案第10～11条）
- 四 商標出願書に記載すべき事項及び中国語以外で記載された時の申請日規定を明確に定める。（改正草案第12条）
- 五 商標登録出願は商標図様の添付、商標の描写説明及び商標見本の具体内容について明文規定する。（改正草案第13～18条）
- 六 優先権期間6ヵ月の計算方法を明文規定する。（改正草案第20条）
- 七 本法第23条但書規定の「商標図様に実質的な変更がない場合」に係る変更申請可能な状況を規定する。（改正草案第25条）
- 八 承継又は贈与による商標出願人の名義変更又は商標権の移転登録申請を行う場合、主管機関が発行する公的証明の必要書類を明文規定する。（改正草案第29、42条）
- 九 本法第30条第1項第10号但書規定の「商標不登録事由に該当する場合」にいう登録できない状況を明文規定する。（改正草案第32条）
- 十 本法第31条第2項第規定の「拒絶査定前の拒絶理由に対する意見陳述期間」について明文規定する。（改正草案第36条）
- 十一 商標使用許諾期間は商標権期間の範囲に限るとした関連規定を削除する。（改正草案第40条）
- 十二 商標権の質権設定登録申請について、設定期間を明記する義務及び設定登録期間を商標権期間迄に限るとした規定を削除する。（改正草案第43条）
- 十三 商標登録証の再発行について、破損、滅失又は紛失した場合の外、登録証記載事項の変更及び登録証が古くなった場合でも再発行申請又は新しく交付できると明文規定する。（改正草案第50条）